

羽島市立中央中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「羽島市立中央中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月26日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」とする）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に関する基本的な方針及び対策等を示すものである。（平成30年2月、令和4年4月、一部改定）

I 「いじめ」の定義（「推進法」第2条より）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場にたつことが必要であり、また、いじめを受けた生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認することが必要である。（けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断しなければならない）

II いじめに対する基本的な見解

- ◆いじめは、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない行為である。
- ◆いじめは、どの生徒にも学校のどの集団にも起こり得る。また、どの生徒も加害者または被害者（またはその両方）になり得るものである。
- ◆暴力を伴わないいじめであっても、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ◆いじめは、いじめた側、いじめられた側という加害・被害の関係が明確に区分できないケースが多いという認識に立ち、事の発端に遡り因果関係を見極めていくため、入念な事実確認が必要である。

III 学校・地域・生徒の果たすべき役割及び責務について

1) 学校及び教職員の役割と責務

- ① すべての生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育む指導を行い、いじめの未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見のため、日常的に生徒相互の関係について情報収集に努め、生徒のささいな変化に気づく力を高める。
- ③ いじめが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、加害生徒に対して事実を慎重に確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行い、いじめの早期対応に努める。
- ④ 創意工夫のある生徒会活動及び学校運営を通して、互いの立場や一人一人の人権を尊重し、互いが信頼し合える環境をつくる。
- ⑤ 中央中学校の「いじめ根絶を目指した教師の構え」を生徒や保護者に伝えるとともに、いじめは絶対に許さない行為であると信念をもって、チームで指導をしていく。
- ⑥ 年4回（Ⅰ期・Ⅱ期前半・Ⅱ期後半・Ⅲ期）人権週間を設定し、一人一人がいじめや人権について見つめる活動を行う。
- ⑦ PTA 総会や学校だより、生徒指導通信等を通して、中学生の健全育成やいじめ根絶を目指した学校の方針を伝えるとともに、保護者に対して人権を大切にすることを啓発する。

2) 保護者・地域の役割と責務

- ① 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭・地域との連携を図る。
- ② 家庭でも、自分の生命や他者の生命を尊重することの大切さを考え、思いやりある行動をすることの大切さを指導していく。
- ③ 生徒の声や心に耳を傾け、悩みや不安に共感するとともに、相手を傷つける行為は全体に許さないことを指導し、思いやりのある生徒を育てていく。
- ④ 地域において生徒を見守り、声掛け等を行い、生徒が心身ともに健全に過ごすことができるように努める。

3) 生徒の役割

- ① 生徒は、自らを大切にするとともに、他者と尊重し合い、豊かな人間関係を築くために、仲よく明るい学校にするための5つの約束（中央小・中央中）を守る。
- ② 生徒は、いじめの防止に向け、主体的に考え、積極的にその活動に取り組む。
- ③ 生徒は、いじめを受けたとき、一人で抱え込まず、友達、家族、学校や地域や関係機関等に相談をする。
- ④ 生徒は、いじめの事実やその疑いがあると思われる場合（いじめの相談を受けた場合も含む）は、家族、学校や地域や関係機関等に情報提供、相談をする。

IV 「推進法」に基づく「いじめ未然防止・対策委員会」の設置

【推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

推進法 第22条」に基づき、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。
委員会の活動内容を以下の通り定める。

- ① 学校のいじめ未然防止策に関すること
- ② いじめ発見時における対応に関すること
- ③ いじめ問題の解決方法に関すること
- ④ その他 校長が必要と認めた事柄に関すること

構成員は以下の通りとする。

学校職員：校長、教頭、総括生徒指導主事、生徒指導主事、各学年主任、教育相談主任、養護教諭、いじめ不登校対策専門員、スクールカウンセラー

学校職員外：羽島市教育支援センター所長補佐、羽島市教育委員会学校教育課生徒指導担当指導主事、羽島市子ども支援課担当係長

V 学校におけるいじめ防止等に関する対応

1) いじめの未然防止

未然防止に最も重要である、「児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に取り組める学校づくり」に努める。すべての生徒が、自己有用感・自己肯定感を抱くことができるように、教育活動全体を通じ、生徒が活躍し存在感を感じ取ることができるように配慮する。

2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早期より適切に対応し、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的な認知に努める。

日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の小さな変化を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的な「心のアンケート」や教育相談の実施等により、生徒からのいじめの訴えを把握しやすい体制の整備に努める。

3) いじめへの対処

教職員がいじめを発見したり、いじめの相談を受けたりした場合は、速やかに生徒指導・教頭・校長に状況を報告し、学校の組織的な対応につなげる。(重大であると判断した場合は、Ⅳの「いじめ未然防止・対策委員会」を開催する。)

情報共有を行った後は、速やかに本人や保護者に対して確認された事実や状況を説明し、本人や保護者の意向を踏まえながら今後の方向を決定していく。その際、いじめを受けた生徒へのケアを徹底していく。

4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の要件が満たされていることである。

- ・いじめに係る行為が(相当の期間継続して)止んでいること。

Ⅵ 重大事態と判断されたときの対応

1) 重大事態の意味について

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

法28条第1項第2号の、いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、以下のような対応をする。「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

<生徒・保護者からの申し立て>

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2) 重大事態の報告

- ・羽島市教育委員会学校教育課または同教育支援センターへの報告を速やかに行う。
- ・Ⅳ「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、聞き取りやアンケートなどの結果も含めて、事実関係を調査し、方向を決定する。
- ・調査結果を羽島市教育委員会に報告し、いじめを受けた保護者に事実関係等の必要な情報提供を行う。ただし、個人情報として提供できない内容については漏洩することがないように配慮する。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

3) 重大事態の調査

法第28条第1項の「事実関係を明確にするための調査」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつの頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。

- ① 調査は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられる。
- ② 調査を行う組織は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理の専門家(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等)に加え、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない(第三者)となるよう公平・中立性を確保する。
- ③ 調査は、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とす

るものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

4) 調査結果の提供・報告

- ① 県教委又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等やその他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめがいつ、誰から、どのように行われたか。学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシーや個人情報の保護に配慮しながら適切に行う。
- ② 調査結果については、知事に報告する。

Ⅶ 資料・個人情報等の取り扱い

学校が様々な調査によって知り得た個人情報は、地方公務員法 第34条に基づき適切に扱う。

【地方公務員法 第34条】

職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と同じ5年間とする。

Ⅷ 「いじめ」根絶宣言の周知

羽島市立中央中学校の教職員は、「いじめ」根絶宣言（「いじめのない中央中学校にするために」）を生徒および保護者に周知し、校長のリーダーシップの下「いじめ」の根絶について毅然とした姿勢で立ち向かう。

平成26年4月 1日 制定
平成30年2月22日 一部改定
令和 4年4月20日 一部改定